諮問番号：令和３年度諮問第１９号

答申番号：令和３年度答申第１８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年１月２９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

家庭訪問の時に処分庁の職員が確認を行っているにもかかわらず、被服費の支給を認めないとする本件処分はおかしい。また、ホームレス状態なのに家があれば支給されないのはおかしい。本件処分は不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人からの被服費の支給申請（以下「本件申請」という。）について、審査請求人には、現に着用する被服があり、保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか、若しくは全く使用に堪えない状態にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合に該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、家庭訪問の時に処分庁の職員が確認をとっているにもかかわらず、また、ホームレス状態なのに家があったら支給されないのはおかしく、不当である旨を主張する。

しかし、処分庁は、審査請求人が家庭訪問や面談において複数の被服を現に着用していたことを確認した上で、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２の（５）のアの要件に該当しないとして本件処分を行っており、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

（２）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年　９月　７日　　諮問書の受領

令和３年　９月　９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月２４日

口頭意見陳述申立期限：９月２４日

令和３年　９月２７日　　第１回審議

令和３年１０月２５日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とし、次に掲げる特別の需要のある者について、「（１）出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「（２）日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」、「（３） 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」を記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（３）局長通知第７の２の（５）のアは、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第７に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。なお、（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とすること。」とし、次のいずれかに該当する場合について（ア）から（カ）を示し、被服に関しては、（イ）において、「保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合（後略）」、（ウ）において、「災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合（後略）」、（オ）において、「入院を必要とする者が入院し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３０年１２月２８日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）平成３１年１月１５日午前に、処分庁は、審査請求人宅に訪問した際、審査請求人から、「冬服の申請をお願いします」など１１項目が記載された書面により、被服費、家具什器費等の申請に係る質問を受けた。処分庁は、帰庁後、支給要件等を確認の上回答する旨伝え、同日の後刻、来所した審査請求人に対して、冬服（被服費）の申請については、基本的には災害時や長期入院による居宅喪失者を対象に支給しているものであるため、今回は支給できないことを説明した。加えて、家具、家電、調理器具等の家具什器費については、訪問時にこれらがないことをケースワーカーが目視で確認しているため、上限額と支給できる項目は決まっているが、支給が可能であること等の説明を行った。

（３）平成３１年１月１６日、審査請求人は処分庁を訪れ、却下となってもいいので被服費の申請をしたいとの意思を示した。これに対し、処分庁は、保護開始となってから申請意思があるのであれば申請するよう審査請求人に伝えた。

（４）平成３１年１月２１日、審査請求人は、本件申請を行った。

　　　なお、本件申請に係る被服費・家具什器費支給申請書の「２必要とする理由」の欄には、「服必要な為」と記載されている。

　　　同日付けのケース記録票には、「本日、（主）〔審査請求人〕は以前来所した際とは異なる服装であるため、衣服が全くないという印象は受けない。このことから、被服費の支給要件には該当しないと考える。」と記載されている。

（５）平成３１年１月２３日、審査請求人は処分庁を訪れ、布団の申請書を提出した。同日付のケース記録票には、「布団と家具什器については新規訪問時に自宅にないことをＣＷ〔ケースワーカー〕目視で確認済み。やむを得ないと判断し、支給を行う。ただし、被服費については現に着用する被服が全くないもしくは使用に堪えない状況であるとは認められないため、申請を却下する。」と記載されている。

（６）平成３１年１月２９日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

　　　なお、本件処分に係る保護申請却下通知書には、却下の理由として、「平成３１年１月２１日に被服費の支給という申請がありましたが、被服費については保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか、若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要がある実施機関が認めた者の場合（（局）〔局長通知〕第７－２－（５）－ア－（イ））と定められており、現に着用する被服があるという理由で該当しないことから却下します。」と記載されている。

（７）平成３１年２月４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、家庭訪問の時に処分庁の職員が確認を行っており、また、ホームレス状態にあるにもかかわらず、家があれば被服費の支給を認めないとする本件処分は不当である旨主張する。

（２）生活保護の基準については、前記１（１）のとおり、法第８条第１項に規定される厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）が定められており、審査請求人が求める一時扶助の被服費等に係る生活扶助をはじめ、各扶助については、この保護基準が定めるところによるとされている。また、その具体の運用については、処理基準として次官通知や局長通知等が定められている。

　　　本件については、次のア及びイの処理基準が該当する。

　　ア　次官通知については、前記１（２）のとおり、第７の２において、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者に対して最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合について、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り臨時的に認定するものであることと定め、被服費等の日常の諸経費については、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定に当たっては、十分留意することとしている。そして、特別の需要のある者については、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」等である旨を定めている。

イ　局長通知については、前記１（３）のとおり、第７の２の（５）のアにおいて、被保護者が保護開始時に、現に着用する被服（平常着）が全くないか、又は、全く使用に堪えない状況にある者等に該当する場合に、次官通知第７の定めによって判断した上で、必要と認めるときは、被服費を計上して差し支えない旨を定めている。

（３）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が保護開始当初から居宅を構えており、○○○への転居前も○○○にて居宅保護にて保護を受給していたことから入院入所の状態にない上に、家庭訪問や面談において審査請求人は複数の被服を現に着用しており、これらの衣服が全く使用に堪えない状況であると認められる事情もないこと等を理由に、前記１（３）の局長通知の定める被服費の支給要件に該当しないと判断していることが認められる。

もっとも、ケース記録票には、複数回の面談時に審査請求人が異なる服装であったため、被服が全くないという印象は受けないという記載はあるものの、処分庁が家庭訪問時に審査請求人が現にどのような被服（冬服）を所持していることを目視したのか、また、各回の面談時に審査請求人がどのような被服（冬服）を着用していたかを具体的に記述した箇所がなく、その他の事件記録からもこの点は必ずしも明らかでない。他方で、審査請求人からは、自身の所持する被服（冬服）の状況に関する主張立証がない。

この点について、事件記録によれば、審査請求人が複数回の面談ごとに異なる服装であった事実が認められるから、前記１（２）の次官通知、及び（３）の局長通知に照らして考えるならば、本件申請について、前記１（３）の局長通知第７の２の（５）のアの（イ）の要件に該当しないとして本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（５）以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子